



三重県公報

令和8年2月20日 (金)

第 695 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
5	建築基準法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 開 発 課)	2
告 示			
100	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健 康 推 進 課)	8
101	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	8
102	同件	(同)	8
103	同件	(同)	9
104	同件	(同)	9
105	保安林の指定施業要件を変更する旨	(同)	10
106	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	10
107	急傾斜地崩壊危険区域の指定及びその関係図面の縦覧	(防 災 砂 防 課)	10
108	会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員	(出 納 局)	11
選 管 告 示			
20	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(選 挙 管 理 委 員 会)	12
21	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(同)	12
公 告			
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	13
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(新 産 業 振 興 課)	13
正 誤			
	平成16年12月24日付け三重県公報第1637号	(デ ジ タ ル 改 革 推 進 課)	13
	令和8年1月30日付け三重県公報第689号	(担 い 手 支 援 課)	13

規 則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年二月二十日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(書類の經由)</p> <p>第三条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、知事に提出する申請書及び届書は、当該申請又は届出に係る道路又は建築物若しくは工作物の敷地の所在地を管轄する市町の長に提出し、建設事務所の長（以下「所長」という。）を経由するものとする。ただし、<u>法第七条の六第一項第一号及び法第十八条第三十八項第一号の規定による仮使用認定申請書、法第十七条の十八第一項の規定による指定確認検査機関指定申請書、法第七十七条の三十五の二第一項の規定による指定構造計算適合性判定機関指定申請書、法第十五条第一項の規定による届書並びに法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）及び法第七十七条の三十五の五に規定する指定構造計算適合性判定機関から提出される申請書及び届書を除く。</u></p>	<p>(書類の經由)</p> <p>第三条 法、政令、省令、条例又はこの規則の規定により、<u>知事又は建築主事に提出する申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）</u>は、当該申請、届出又は通知に係る道路又は建築物若しくは工作物の敷地の所在地を管轄する市町の長に提出し、建設事務所の長（以下「所長」という。）を経由するものとする。ただし、<u>法第七条第一項の規定による完了検査申請書、法第十八条第二十項の規定による工事完了通知書、法第七条の三第一項の規定による中間検査申請書及び法第十八条第二十八項の規定による特定工程工事終了通知書（これらの規定を法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）から提出される申請書及び届書、法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。</u></p>
<p>(確認申請書等に添付する図書及び書類)</p> <p>第四条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、<u>次に掲げる図書及び書類を添えなければならない。</u></p> <p>一 敷地調査票（第一号様式）（法第八十七条の四及び法第八十八条第一項において準用する場合並びに指定確認検査機関に提出する場合を除く。）</p>	<p>(確認申請書等に添付する書類)</p> <p>第四条 法第六条第一項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書及び法第十八条第二項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四並びに法第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による計画の通知（以下「確認申請書等」という。）の正本及び副本には、省令の規定によるもののほか、<u>当該確認申請書等に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）が次の表の(イ)欄に掲げるものであるときは、当該建築物等の区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる図書を添えなければならない。</u></p>

<p>二 確認申請書等に係る建築物又は工作物（以下の号及び次の表において「建築物等」という。）が次の表の(イ)欄に掲げるものであるときは、当該建築物等の区分に応じ、それぞれ同表の(ロ)欄に掲げる図書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>2 (略) (工事の取りやめ)</p>	<p>2 (略) (工事の取りやめ)</p>
<p>第六条 建築主、製造主又は設置者は、法第六条第四項又は法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第三号様式）により建築主事に届け出なければならない。</p>	<p>第六条 建築主又は築造主は、法第六条第四項又は法第十八条第三項（これらの規定を法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（第三号様式）により建築主事に届け出なければならない。</p>
<p>2 指定確認検査機関は、建築主、築造主又は設置者が法第六条の二第二項又は法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知ったときは、当該工事を取りやめたことが確認できる書類（建築主、築造主又は設置者の氏名及び住所、確認済証の交付番号及び交付年月日並びに敷地の地名地番の記載があるものに限る。）により知事に報告しなければならない。</p> <p>(記載事項の変更)</p>	<p>2 指定確認検査機関は、建築主又は築造主が法第六条の二第二項又は法第十八条第四項（法第八十七条第一項、法第八十七条の四又は法第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事を取りやめたことを知ったときは、工事取りやめ報告書（第三号様式の二）により知事に報告しなければならない。</p> <p>(記載事項の変更)</p>
<p>第七条 建築主、製造主又は設置者は、法第六条第四項又は法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主、築造主又は設置者（それぞれ代理人、工事監理者及び工事施工者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項変更届（第四号様式）により建築主事に届け出なければならない。</p>	<p>第七条 建築主又は築造主は、法第六条第四項又は法第十八条第三項の規定による確認済証の交付を受けた建築物又は工作物の工事が完了する前に、建築主又は築造主（それぞれ代理人、工事監理者及び工事施工者を含む。）の住所又は氏名若しくは名称等を変更したときは、記載事項変更届（第四号様式）により建築主事に届け出なければならない。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>

第一号様式を次のように改める。

第 1 号様式 (第 4 条関係)

敷 地 調 査 票

申請者氏名		調査者	所属	
建築場所			氏名	
建築物名称			連絡先	

※【調査方法欄】 A：担当窓口 B：HP等公表資料 C：現地調査 D：その他具体的に記入してください

1. 地域地区関係										調査方法
(1) 都市計画区域										
<input type="checkbox"/> 都市計画区域内 (<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域 <input type="checkbox"/> 区域区分非設定) <input type="checkbox"/> 準都市計画区域 <input type="checkbox"/> 都市計画区域及び準都市計画区域外										
(2) 用途地域・特別用途地区・特定用途制限地域										
<input type="checkbox"/> 用途地域内 ※は第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域内の場合に記載										
	用途地域名	特別用途地区	建ぺい率	容積率	外壁後退※	絶対高さ※				
①			%	%	m	m				
②			%	%	m	m				
③			%	%	m	m				
<input type="checkbox"/> 用途地域の指定なし ・ 建ぺい率 <input type="text"/> % ・ 容積率 <input type="text"/> % <input type="checkbox"/> 特定用途制限地域 (地域名: <input type="text"/>)										
(3) 防火地域										
<input type="checkbox"/> 防火地域 <input type="checkbox"/> 準防火地域 <input type="checkbox"/> 指定なし (<input type="checkbox"/> 法第22条地域)										
(4) 高度地区										
<input type="checkbox"/> 高度地区 (最高限度: <input type="text"/> m) (種類: <input type="text"/> 種) <input type="checkbox"/> 指定なし										
2. 敷地に接する道路										
【法第42条第1項】										
<input type="checkbox"/> 法第42条第1項 <input type="text"/> 号 幅員: <input type="text"/> m <input type="checkbox"/> 法第42条第1項 <input type="text"/> 号 幅員: <input type="text"/> m <input type="checkbox"/> 法第42条第1項 <input type="text"/> 号 幅員: <input type="text"/> m <input type="checkbox"/> 法第42条第1項 4 号 幅員: <input type="text"/> m (指定番号: <input type="text"/> 指定年月日: <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日) <input type="checkbox"/> 法第42条第1項 5 号 幅員: <input type="text"/> m (指定番号: <input type="text"/> 指定年月日: <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日)										
【法第42条第2項】										
<input type="checkbox"/> 法第42条第2項 現況幅員: <input type="text"/> m <input type="checkbox"/> 法第42条第2項 現況幅員: <input type="text"/> m										
【法第43条第2項許可・認定】										
<input type="checkbox"/> 法第43条第2項第1号認定 (認定番号: <input type="text"/> 認定年月日: <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日) <input type="checkbox"/> 法第43条第2項第2号許可 (許可番号: <input type="text"/> 許可年月日: <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日)										

第三号様式を次のように改める。

第三号様式の11を削る。

第四号様式中「申請者」を「届出者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則(次項において「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の建築基準法施行細則に基づいて提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の日前に旧規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 100 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 8 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
薬局	アクア薬局 波木店	四日市市波木町 572-8	令和 8 年 2 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション こころの杜	津市藤方 2138 番地 24	令和 8 年 2 月 1 日

三重県告示第 101 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 保安林予定森林の所在場所
松阪市飯高町木梶字水呑 240 の 1 から 240 の 3 まで(以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字水呑 240 の 2(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 102 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予

定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 2 月 20 日

三重県知事 一見勝之

- 1 保安林予定森林の所在場所
多気郡大台町栗谷字芦谷 66 から 69 まで、72 から 77 まで、1254 の 1 から 1254 の 3 まで、1255、1256 の 1、1256 の 2、1256 の 4
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字芦谷 1254 の 1・1255・1256 の 4（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）、1254 の 2、1254 の 3
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 103 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 2 月 20 日

三重県知事 一見勝之

- 1 保安林予定森林の所在場所
多気郡大台町岩井字赤瀧谷 16 から 20 まで、16 の 1、16 の 2、17 の 1、17 の 2、19 の 1、21 の 1 から 21 の 4 まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 104 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和 8 年 2 月 20 日

三重県知事 一見勝之

- 1 保安林予定森林の所在場所
多気郡大台町岩井字田瀬谷 37 の 2、字細瀧谷 91 の 1

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 105 号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更します。
令和8年2月20日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 106 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。
令和8年2月20日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 368号	名張市西田原字京川1700番地先から 名張市西田原字白土2050番地先まで	令和8年2月20日

三重県告示第 107 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。
なお、関係図面は、三重県県土整備部防災砂防課、三重県尾鷲建設事務所及び尾鷲市役所に備え置いて、告示の日から30日間縦覧に供します。
令和8年2月20日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
九鬼5地区急傾斜地崩壊危険区域(追加)

2 区域の所在地

尾鷲市九鬼町字宮ノ谷

3 区域の土地の表示

尾鷲市九鬼町字宮ノ谷 261 番 1 の一部、261 番 3 の一部及び 261 番 5 の一部の土地並びにこれらに介在する公有地

三重県告示第 108 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定により、次のとおり会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させます。

この告示は、令和 8 年 3 月 1 日から施行し、会計管理者の所管に属する事務の一部を委任した出納員（令和 6 年三重県告示第 254 号）は、令和 8 年 2 月 28 日限りで廃止します。

令和 8 年 2 月 20 日

三重県知事 一見勝之

委任を受けた者	委任事務の範囲
1 三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」という。）第 5 条第 2 項第 1 号及び同条第 3 項から第 5 項までの規定による出納員	(1) 所属（規則第 2 条第 3 号に規定する所属をいう。以下同じ。）において所掌する収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと（地方自治法第 231 条の 2 の 2 により出納局が委託する手数料の納付事務及び同法第 243 条の 2 第 1 項により同局が委託する税外収入の収納事務にかかる収納金の出納を除く。）。 (2) 所属において所掌する有価証券の出納及び保管を行うこと。 (3) 所属に属する物品の出納及び保管を行うこと。 (4) 所属において所掌する支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所属において所掌する現金及び財産の記録管理を行うこと。
2 規則第 5 条第 2 項第 2 号の規定による出納員（管財を担当する課の課長に限る。）	公有財産の記録管理を行うこと。
3 規則第 5 条第 2 項第 2 号の規定による出納員（総務事務を担当する課の班長に限る。）	(1) 所掌する事務に係る収入現金等（歳入歳出外現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。 (2) 所掌する事務に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。
4 規則第 5 条第 2 項第 2 号の規定による出納員（一人一台パソコンを担当する課の班長に限る。）	一人一台パソコンの出納及び保管並びに記録管理を行うこと。
5 規則第 5 条第 2 項第 3 号の規定による出納員	(1) 所（規則第 2 条第 2 号に規定する所をいう。以下同じ。）の現金の出納及び保管を行うこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。）。 (2) 所の小切手を振り出すこと（県税及びこれに伴う収入に係るものを除く。）。 (3) 所の有価証券の出納及び保管を行うこと。 (4) 所の現金及び財産の記録管理を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (5) 部局等（規則第 2 条第 1 号に規定する部局等をいう。）及び所の支出負担行為に関する確認を行うこと。
6 規則第 5 条第 2 項第 4 号の規定による出納員（学校情報ネットワークに係る情報機器を担当する課の班長に限る。）	学校情報ネットワークに係る情報機器の出納及び保管並びに記録管理を行うこと。
7 地域防災総合事務所及び地域活性化局の出納員	(1) 所管する所の物品の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (2) 所管する所の支出負担行為に関する確認を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (3) 所管する所の歳入歳出外現金の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。 (4) 所管する所の入札保証金に代わる有価証券の出納及び保管を行うこと（他の出納員に委任されたものを除く。）。
8 東京事務所及び関西事務所の出納員	(1) 所において所掌する現金の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する小切手を振り出すこと。
9 総務部（税務企画課、税収確保課）、県税事務所及び自動車税事務所の出納員	(1) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入現金等の出納及び保管を行うこと。 (2) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る小切手の振出しを行うこと。 (3) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る有価証券の出納及び保管を行うこと。

	(4) 所において所掌する県税に係る支出負担行為に関する確認を行うこと。 (5) 所において所掌する県税及びこれに伴う収入に係る現金及び債権の記録管理を行うこと。
--	--

備考 第5号の項及び第7号の項から第9号の項までの出納員については、第1号の項各号に掲げる事務を加えて当該事務を委任する。

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

令和7年三重県選挙管理委員会告示第97号は、廃止します。

令和8年2月20日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

50分の1の数 28,571

80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 278,563

三重県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示します。

令和7年三重県選挙管理委員会告示第98号は、廃止します。

令和8年2月20日

三重県選挙管理委員会委員長 長 尾 英 介

選挙区名	3分の1の数
津市	73,125
四日市市	83,490
伊勢市・鳥羽市	38,169
松阪市	42,764
桑名市・桑名郡	38,757
鈴鹿市	52,248
名張市	20,716
東紀州	17,778
亀山市	12,989
いなべ市・員弁郡	18,847
志摩市	12,769
伊賀市	22,526
三重郡	18,094
多気郡	12,391
度会郡	11,508

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 8 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 8 年 2 月 4 日	桑名郡木曾岬町大字新加路戸 279 ほか 3 筆	桑名郡木曾岬町大字加路戸 87 水谷 保

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 8 年 2 月 20 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 「エネルギー価格高騰対策支援事業」事務局等業務委託
- 2 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県雇用経済部新産業振興課
- 3 落札者決定日 令和 8 年 2 月 6 日
- 4 落 札 者 三重県四日市市諏訪栄町 7-34 四日市近鉄ビル 7 階
株式会社エイチ・アイ・エス 中部営業本部 地域創生第一営業所 三重オフィス
プロジェクトマネージャー 岡本 智弘
- 5 落 札 金 額 入札価格 56,437,640 円
契約金額 62,081,404 円
- 6 決 定 手 続 一般競争入札
- 7 入 札 公 告 日 令和 7 年 12 月 22 日

正 誤

平成 16 年 12 月 24 日付け三重県公報第 1637 号に登載しました、三重県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則中

ページ 行
2 16

誤

る情報通信技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十二号。以下「情報通信技術利用条例」と

正

る情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年三重県条例第四十二号。以下「情報通信技術利用条例」と

令和 8 年 1 月 30 日付け三重県公報第 689 号に登載しました、農用地利用集積等促進計画の認可の公告中

ページ 行
10 24 から 26 まで

誤

亀山市	30 筆
菟野町	1 筆
津市	600 筆

正

亀山市	30 筆
津市	593 筆

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
